

第8回検討会に関する意見について

(社)被害者支援都民センター

大久保 恵美子

1 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施

これについては、付帯私訴、損害賠償命令など刑事手続の成果を利用する制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行うことになっている。

にもかかわらず、残念なことに、ある制度について、一部の弊害や不都合を強調して、被害者救済の必要性の大小、事件の性質などに関係なく、新たな制度の導入を全面的に否定するような意見が出されている。

犯罪被害者等基本法に鑑みれば、現状に甘んじることなく新たな一歩を踏み出すことが前提なのであり、被害者団体やパブコメからの意見にも多くあったように、今後、例えば付帯私訴などの諸制度のなかで我が国にふさわしい制度を新たに導入する方向で検討していただく際には、被害者救済の必要性に鑑み、具体的な弊害などが明らかでない限り、条件などを付けて限定的になっても、新制度を導入するということを確認していただきたい。